

## 北央信用組合

### 成年年齢引き下げに伴う各種ローン等の取扱いについて

令和4年4月1日（金）に施行される民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられます。これに伴い当組合では、下記の通り目的ローン、事業性ローンにつきまして、18歳からご利用いただけることといたしました。

なお、お使い道を確認できないローンにつきまして、18歳、19歳の新成年者の社会経験や金融知識、経済的成熟度が十分といえない状況において、過剰な債務、悪質な業者の勧誘による借入を防止する観点から、従来どおり20歳からのお取扱いとさせていただきます。

また、新成年者へローンを提供する際には、下記の通り借入れに関する適切なアドバイスや配慮を実施してまいります。

#### 記

##### 1. ローン商品等の取扱い

- ① お使い道やお支払先が明確な「マイカーローン」「教育ローン」「住宅ローン」等の目的ローン、ご自身が経営に関わる事業に必要とされるローン、総合口座開設（定期預金を担保としたお借入）は、満18歳以上にご利用可能年齢を引き下げいたします。
- ② お使い道が自由な「カードローン」「フリーローン」は、満20歳以上のご利用とさせていただきます。

##### 2. 新成年者の保護（借入れに関するアドバイス）

- ① 新成年者の知識や経験を考慮した分かりやすい商品説明やリスク説明
- ② 借り過ぎについての注意喚起と計画的な返済方法に関するアドバイス
- ③ マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認
- ④ 返済時の充当順位についての十分な説明
- ⑤ 支払が遅延したり困難となったりした場合についてのアドバイス

以 上